

平成25年度第1回

大阪府都市計画公聴会 速記録

「東部大阪都市計画道路の変更」（御領深野線の廃止）について
「東部大阪都市計画道路の変更」（北条中垣内線の廃止）について

- 1 と き 平成25年4月5日（金）
午後2時開会～午後2時50分閉会
- 2 と ころ 大阪府公館
大阪府中央区大手前2丁目1番46号
- 3 対象市町村 大東市
- 4 出席者
(1) 議長 大阪府都市整備部総合計画課 参事 高階 宏
(2) 公述聴取者 行政関係者、住民等
(3) 公述人
2人

[開会]

【司会（森元補佐）】 皆さま大変お待たせいたしました。ただ今から、平成25年度第1回大阪府都市計画公聴会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府都市整備部総合計画課の森元と申します。どうぞよろしくお願いいたします。公聴会の開会にあたりまして、皆様にご協力をお願いしたいことがございます。

まず、この建物は禁煙となっておりますので、お煙草はご遠慮願います。

次に、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

それでは、公聴会を始めさせていただきます。本日の進行につきましては、大阪府都市整備部総合計画課参事の高階が議長として担当いたしますので、よろしくようお願いいたします。

[公聴会に関する説明]

【議長（高階参事）】 本日は、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、本日の議長を務めさせていただきます大阪府都市整備部総合計画課参事の高階と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開始にあたって公聴会の趣旨及び都市計画の手続きについてご説明申し上げます。本日、公述の対象となる都市計画の原案につきましては、大阪府が関係機関と協議を重ねながら、作成したものです。これらの原案をもとに皆様方のご意見をお伺いして都市計画の案を作成するため、都市計画法第16条の規定に基づいて、公聴会を開催することとしております。

本日は、去る3月4日から3月18日までの公述申出期間内に、あらかじめ公述の申出をしていただいた2名の方にご意見を述べていただきます。

次に、公聴会の進行についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

最初に、今回公述の申出がありました2件の都市計画の原案の概要について総合計画課の担当からご説明いたします。この説明が終わりましたら、この都

市計画の原案についての公述を行っていただきます。

公述に際しましては、私が公述をしていただく方の番号をお呼びしますので番号を呼ばれましたら、壇上の公述人席まで来ていただき、公述していただきますようお願いいたします。公述の内容につきましては、公述の申出のときに提出いただきました要旨に従っていただきますようお願いいたします。公述の申出をいただいた都市計画の案に関係がない内容については、公述することはできませんので念のため申し添えます。

公述を行う時間につきましては、既に通知してありますとおり、今回は30分以内とさせていただきますので、時間厳守をお願いいたします。終了の5分前になりましたらベルを1回鳴らします。終了時間になりましたらベルを2回鳴らしますので、速やかに公述を終了していただき、元の席にお戻りください。

なお、公述時間は30分以内ですので、必ずしも30分間公述していただく必要はありません。終了時間前に公述を終えていただいても結構です。

最後に、公述人ほかご来場の皆様をお願いを申し上げます。本日の公聴会は、意見を述べていただく場で、質疑応答を行う場ではありません。法令の規定により、あらかじめ公述の申出をいただいた方のみにも公述をしていただくことになっております。

皆様方には、声を出したり拍手したりするなどの行為は慎んでいただきますよう、くれぐれもお願い申し上げます。もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言、あるいは行為があった場合には、大阪府都市計画公聴会規則第12条に基づき、この会場から退場していただく場合もありますので、ご注意ください。

それでは、公述に先立ち、本日の公述の対象となる都市計画の原案について、総合計画課の担当から概要を説明させます。

【都市計画の案についての説明】

【事務局（山野補佐）】 東部大阪都市計画道路3・5・218-18号御領深野線及び3・5・218-14号北条中垣内線の廃止素案の概要についてご説明させていただきます。私は、大阪府都市整備部総合計画課施設計画グル

ープ長の山野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、大阪府が現在進めております都市計画道路の見直しについてご説明させていただきます。大阪府では、今後予測される本格的な人口減少などの社会経済情勢の変化を踏まえ、より一層効率的な都市のマネジメントを行っていく必要があると考えております。

そのためには、将来の過度な財政上の負担を生じさせない、また、民間の土地利用に長期の権利制限を課さない、といった視点から都市計画道路の見直しを行うことが重要であると考え、都市計画決定後、事業着手されていないすべての都市計画道路について、交通処理機能や交通安全機能、防災機能などの計画の必要性に加え、30年程度の期間内に事業着手できるか否か等、事業実施の実現性といった観点から評価する「都市計画道路見直しの基本方針」を平成23年3月に策定しております。今回の変更素案は、この基本方針に基づいて評価を行ったものでございます。

それでは、今回廃止を予定しております道路のうち都市計画道路御領深野線と都市計画道路北条中垣内線についてご説明させていただきます。

まず、都市計画道路御領深野線は、門真市界から国道170号までの延長約2,450メートル、幅員12メートル、2車線で昭和39年に計画決定された路線で、府道深野南寺方大阪線と重複しています。

今回、御領深野線について、「都市計画道路見直しの基本方針」に基づいて評価を行った結果、重複する府道深野南寺方大阪線は、都市計画で定められた2車線が確保されていることから、交通処理機能の必要性は低いものと考えております。また、歩道が未整備の区間があり、交通安全機能の必要性はありますが、今後、都市計画事業による拡幅を予定していないことから、事業の実現性は低いものと考えております。このため、御領深野線の全区間については、都市計画を廃止しようとするものでございます。

次に、都市計画道路北条中垣内線は、大東市域において、四條畷市界から大東市中垣内一丁目付近までの延長約3,230メートル、幅員12メートル、2車線で、昭和33年に計画決定された路線で、一部区間が旧国道170号と重複しています。

今回、北条中垣内線について、「都市計画道路見直しの基本方針」に基づいて

評価を行った結果、重複する（旧）国道170号において、都市計画で定められた2車線が確保されていることから、交通処理機能の必要性は低いものと考えております。

また、歩道が未整備の区間があり、交通安全機能の必要性はありますが、今後、都市計画事業による拡幅を予定していないことから、事業の実現性は低いものと考えております。このため、北条中垣内線の全区間については、都市計画を廃止しようとするものでございます。以上が、今回の都市計画変更素案の概要でございます。

〔公述人による公述〕

【議長（高階参事）】 それでは、ただ今から公述を始めていただきます。番号「1番」の方は、前の公述席までお越しくください。それでは公述を始めてください。

【公述人A】 公述を始めます。公述人の氏名はA、住所は大阪府大東市、本籍地も同じ場所で、生まれつき御領の住民であります。これから申し述べる私の公述内容は、大東市御領自治会を代表するものであることを最初に申し上げます。

公述の対象は東部大阪都市計画のうち大東市及び門真市の路線名3・5・218-18号御領深野線のうち、西御領から江端南の間、約1キロメートルの区間であります。私の公述意見は、「この区間について都市計画道路を廃止しないでください。都市計画道路を残してください。廃止案に反対します。」というものです。

その直接的理由は、3月29日に大阪府総合計画課で受け付けていただきました大阪府知事宛ての陳情書、即ち大東市御領自治会区長名義で役員ほか御領の住民を代表する立場の方々22名と域内関係企業13社の賛同署名付き陳情書で、府道拡幅工事実施お願いの内容を実現するのに必要な用地買収のためには、都市計画道路の存続が必須条件だからです。以下は、その背景理由を申し述べます。

その1は道路の現状が非常に危険な状態にあるということです。この府道の

当該区間は昭和30年頃、即ち約60年前に建設された当時のままの2車線、道路幅員約6メートルで、しかも無歩道の状態です。1車線幅約3メートルに対して、バス、大型トラック、ダンプカー等の大型車両はいずれも車幅2.5メートル、それに左右バックミラーが付くとほとんど3メートルに近いので、大型車両が相互に行き交う時の難しさ、特に大型トラックは長さ12メートル、高さ3.8メートル、車両総重量25トン、荷物を10トン積んでいると合計35トンの巨体が約3メートルの車幅を歩道のないこの府道をぎりぎりに走る迫力は凄まじいものです。歩道がないために、車道を歩いている人や自転車の危険性は申すまでもなく、また、車両は人や自転車を追い越しすることが困難なため、反対車線に対向車のない時を見定めてセンターラインオーバーの走行を余儀なくされています。

この1キロメートル区間の危険度を示す交通事故件数は、過去4年2か月の間に34件発生しています。即ち、平成21年8件、22年4件、23年10件、24年11件の内1件は死亡事故、そして今年最初の事故は2月に起こった死亡事故でした。わずか1キロメートルの区間で過去1年間に2人のかけがえのない生命が、人の生命が失われているのです。

背景理由のその2として、都市計画道路への地元の期待と、廃止された時の損失について申し述べます。

平成12年に完工した御領地区区画整理事業によって、域内には8メートル幅の道路が整備されました。その後、この地域には大阪近郊である立地の必然性より物流基地としての企業、即ちトラック運送業、倉庫、物流センター、建築資材置場等が事業展開しています。

これらいずれの企業も、この立地から外部へ出る唯一のアクセス道路である府道161号線、深野南寺方大阪線が、昭和39年に指定された都市計画道路（幅員12メートル）であるとの認識から、いずれ拡幅整備されるものと期待して御領に進出して来たものであります。

そのうち5社のトラック運送会社では、合計約150台の大型トラックが毎朝早く一斉に出動し、夕方には次々と帰ってきます。この間に域内の倉庫、物流センターには多数のトラックが出入りします。他に1社、残土を集積している企業があって、残土を捨てに来る車、残土をもらい受けに来る車、時には列

をなして順番待ちしていますが、これらの車はすべてダンプカーです。

大東市御領自治会より大阪府知事宛てに提出した府道拡幅工事実施お願いの陳情書には、これら企業が賛同署名捺印しています。また、域内企業ではありませんが、京阪バスもこの府道の危険度を熟知しているので同様に署名しています。

しかし、もしも都市計画道路が廃止されて、その上、この府道が現状のまま、交通事故多発、危険な状態に放置されますと、各企業は期待外れの立地として、将来には御領地区より出て行く可能性も予見されて、地域経済の計り知れない損失を恐れるものです。

以上、地元の困っている事情を述べましたが、ここから先は本年2月22日と24日に大阪府が大東市立市民会館で実施されました説明会における都市計画道路廃止案の背景理由の説明、即ち(1)人口変動、(2)交通量の推移、(3)道路予算の減少動向に、それぞれ対応した形で私共の意見を申し述べます。

その前に、大東市御領の立地について、皆様の基本的なご理解を得たいと思います。御領は非常に不便な場所で、最寄りの駅JR学研都市線住道駅まで歩いて約30分、京阪電車の大和田駅までバスで約25分、しかしそのバスは毎時2台しか来ないので、自前の自転車、自動車が、日常に不可欠な交通手段となっています。

本日、私が公述の対象としている府道が建設された約60年前の御領は、四方見渡す限り田圃の中にある小さな村落で、全戸数100戸以下、その大部分が専業農家でした。

そこで、大阪府が都市計画道路の廃止理由の最初に挙げられた人口変動の物差しで御領の事情を説明しますと、最近の約60年間に御領周辺は次々と開発されて、今や田圃はほとんどなくなり、区画整理された土地には各種企業が進出し、また、多数の戸建て住宅が建って、行政上も御領1丁目、2丁目、3丁目、4丁目ができる、御領自治会の会員戸数も、約60年前の100戸以下から現在は約660戸になっています。

説明会において、大阪府から今後25年のうちに大阪府の人口が13パーセント減少する見込みであり、道路整備の量的な拡充必要性は低下するので、未整備の都市計画道路は廃止するとの説明を聞いて、私共は思いました。御領は

過去約60年間に人口が約600パーセントになったのに、当該府道は約60年前に建設された当時のままの状態、その後何ら整備されず放置された上に、約50年前に指定されていた都市計画道路の廃止案が出て来たのは、絶対に承服できないということです。

大阪府の説明会で2番目に挙げられた理由は交通量の減少でした。御領深野線については、平成17年と平成22年の比較で17パーセント減少したとの説明がありました。

しかし、その後の交通事故件数が、同じ府道の1キロメートルの区間で、平成23年に10件、平成24年には死亡事故1件を含む11件、今年、25年は最初の事故が2月の死亡事故と危険度が増大している現実を直視すれば、軽々に都市計画道路廃止案を出されるものでないと思いました。

説明会で3番目に挙げられた理由は、道路予算の減少でした。過去のピーク平成7年の約2,200億円との比較で、平成22年の680億円は3分の1、65パーセント減との説明がありました。しかし、その時に示された資料の大阪府道路予算の過去22年間の推移を示す棒グラフで見ると、少なくとも17年間の実績は毎年1,000億円以上でした。

私共は思いました。本日の公述対象としている府道が建設されてから約60年間、昭和39年都市計画道路に指定されてから約50年間、この間に費消された大阪府道路予算の合計額は5兆円か、6兆円か分かりませんが、本日公述対象の府道整備には全く使われなかった。

しかし、この60年間に私共は毎年送られて来る納付書どおりに、府民税、市民税、固定資産税を納付してきたし、今後も住民の義務として、納税を続けるつもりです。

私共は死亡事故の起こらない安全な大阪府の府道を必要としているのです。道路予算が圧縮されたから都市計画道路を廃止するという説明を、私共は、御領の住民として神経を逆撫でされる思いで聞きました。

以上の結論として、公述人は、本日の公述対象の都市計画道路廃止案の撤回を求めます。都市計画道路を廃止しないでください。

ここから先の私の発言は、さらにお耳障りかと思いますが何卒ご容赦ください。本日の公聴会における私の公述に対して、大阪府の考え方として添付され

る意見書について、これから私の申し上げる文言は是非とも止めていただきます様この機会にお願い申し上げます。即ち「当該府道の現状を理解し、道路拡幅工事の陳情書は担当部署に移牒したので、そちらで具体的に検討されるべきものである。しかし公述人が希望する1キロメートル区間の都市計画道路を残すのは困難なので、原案通りに廃止すべき」と書かれるのは、絶対に止めていただきたく切望します。

都市計画道路が廃止されると、土地の権利制限が解除されるので、道路拡幅用地の買収交渉がゼロからのスタートになり困難になります。

その一方で、大阪府の立法府である大阪府議会は4年毎の選挙で変わる可能性があり、また、大阪府の行政側も何年か毎の人事異動で、人が次々と変わってしまわれるので、これからの日時、年月の経過とともに、この府道が過去60年間未整備のまま放置されたのと、再び同じ運命になるのを恐れているのです。

都市計画道路を残していただいて、私共はそれを足掛かりに継続して、本日の公聴会における私の公述対象府道の拡張工事の実施と交通安全の確保をお願いして行こうと思う次第です。

つきましては、3月29日に提出した陳情書に対し、大阪府より先ず何らかの回答書をいただきたく、拡幅工事实施の見通し等についてお聞かせいただきますよう、本日の公聴会において公述の機会に、併せて、重ねてお願い申し上げます。

(1) 都市計画道路を廃止しないでください。(2) 府道拡幅工事实施の見通しをつけてください。何卒私共のこの切なる願いを、大阪府総合計画課の皆様心の奥の良心で聞いていただけますように、との祈りの言葉をここに残して私の公述を終わります。以上です。ありがとうございました。

【議長（高階参事）】 ありがとうございました。公述人控席にお戻り願います。番号「2番」の方は、前の公述席までお越しくください。公述をお始めください。

【公述人B】 大東市のBと申します。よろしくお願いいいたします。本日は、非常に公務のお忙しい中、大東市議会議員、大阪府議会議員の方々に来ていただきましてありがとうございます。私といたしましても非常に心強いこと

だと思っております。このように、大東市の中でも多くの応援をいただいております、この都市計画道路3・5・218-14号北条中垣内線（旧170号線）の見直し・廃止につきまして、意見を述べたいと思います。よろしくお願いいたします。

この都市計画道路は昭和33年に計画されました。私が7歳の時であります。小学校1年の時です。野崎にあり、廃校になりましたが、都市計画道路区間のちょうど真ん中にあります四条小学校に通っていました。生まれ育ったこの地域のことは、誰よりもよく知っているつもりであります。

この2月22日に大阪府大東市の都市計画道路見直し（廃止）につきまして、大阪府・大東市合同説明会で、大阪府総合計画課の担当者の方から説明を受けました。後日、地元公民館において再度、地権者とともに詳しく、府総合計画課、府用地課、枚方土木工区長の方から説明を受けました。

都市計画道路決定後に阪奈道路下り線ができ、外環状線もできました。将来的には、北条中垣内線（旧170号線）の交通量の減少とのご説明もありました。そして、そのときに初めて、都市計画道路とはどの場所に計画されているか、教えていただきました。

中垣内から野崎観音交差点までは、旧170号線の拡幅による計画で、野崎地区1,000メートル、寺川地区400メートルは既に完成しております。われわれの住む中垣内地区400メートルを残すだけであります。旧170号線の野崎観音から北側、北条地区の都市計画道路の計画場所は旧170号線の拡幅工事ではなく、民家が建ち並ぶ市街地の真ん中に新しい都市計画道路を作る計画で誰が見ても、立ち退きや財政面で、計画自体に必要性があっても現実性に無理があるのは、素人の私が見ても明らかであります。

しかし、野崎観音交差点から南側は、先ほども説明したとおり、1,800メートルのうち中垣内地区400メートルを残し、ほぼ完成しています。先日の見直し説明会では、車の通行量と車道に関する説明はありましたが、歩行者数や歩道の説明はありませんでした。説明時に配布された資料にも、交通安全機能、防災機能が著しく高いものが、存続と記載されていました。

今日、公聴会に出席したのは、われわれが住んでいる中垣内地区の旧170号線は、人間として安心・安全に最低限生活するための交通処理能力、交通安

全機能がありません。大阪と奈良を結ぶ阪奈道路上り線と下り線を結ぶ、災害時防災機能が著しく高い、都市計画道路北条中垣内線（旧170号線）の一部中垣内地区の存続の必要性、実現性を強く要望にまいりました。

この都市計画道路は決定されて55年経過いたします。当時、外環状線、阪奈道路下り線もありませんでした。また、大阪産業大学、大阪桐蔭高校、大阪桐蔭中学校もありませんでした。この55年で中垣内地区は大きく変わりました。大阪と奈良を結ぶ阪奈道路上り線と下り線を直結し、県境の山麓を通り、近い将来起こるであろう東南海大地震による大津波では、現170号線は海拔2.5メートルで通行不能になります。東南海大地震による大津波にも、海拔5メートルで唯一通行可能で、防災機能があり、災害時に重要な道路が旧170号線です。昨年8月14日に大阪府を襲った集中豪雨では、外環状線と阪奈道路上り線との高架下外環状線は、浸水のため一時通行不能でした。阪奈道路下り線と外環状線の変電所西交差点北側でも一時浸水し、通行に支障を来しました。集中豪雨にも大津波にも、影響を受けないのが中垣内地区の旧170号線だけです。

外環状線の代替機能があるのは、旧170号線だと思います。旧170号線のすぐ傍にある中垣内浜公園は、平成26年に都市計画公園により緊急時防災公園として生まれ変わります。中垣内地区の環境は大きく変わりましたが、道路だけは55年前と少しも変わりません。以前は、中垣内の地区のすべての子供達は四条小学校と四条中学校に通学していましたが、外環状線ができたために地区が分断され、7丁目の子供だけは泉小学校と住道中学に通学する事態になりました。

続いて阪奈道路下り線ができたために、1丁目の特に通学に危険な一部の子供達は、大東市の住民でありながら東大阪市の孔舎衛小学校に通学しています。

現在、中垣内地区の900所帯余りの住民が3ヶ所の小学校、2ヶ所の中学校に分かれて通学するのは異常なことだと思っております。結果、子供同士、保護者同士の付き合いがなく、子供会の会員が減り、子供会の運営、自治会の運営にも、今、支障を来しています。原因は明らかに、安全・安心に通学できる歩道、住民が行き交う歩道がないからです。

また、大阪産業大学10,000人以上、大阪桐蔭高校、大阪桐蔭中学校、

3,000人以上の学生を擁する学校もでき、田園都市から学園都市に環境も大きく変わりました。この多くの学生を運ぶ大型シャトルバスが学校～住道間を運行し、旧170号線の中垣内地区を運行する大型シャトルバスの交通量は、通勤・通学の時間帯において1時間当たり6往復の12台と、住道～瓢箪山の、それから四条畷～瓢箪山の路線バスも運行しており、1時間当たり10往復の20台と合わせて、1時間当たり32台の大型バスが運行しています。通行量も多く、道路が狭く、大型バス同士の行き違い通行ができないために、待合による渋滞・騒音・振動・排気ガス・家屋の破壊・重大交通事故などの交通公害や、奈良への抜け道で交通量も増えています。

大学生の寮もできました。地元の子供達は、歩道のない危険な旧170号線で通学ができずに遠回りし、曲がりくねった幅1mほどの里道で通学しています。大阪産業大学・大阪桐蔭高校・大阪桐蔭中学校の学生もこの危険な旧170号線で通学できず、この狭い里道で通学しています。狭い里道で、雨の日には傘も差せません。もう何十年もの間、旧170号線に歩道設置の要望書を大阪府・大東市に提出しています。

平成23年度の大阪府枚方土木事務所の青木誠所長の回答も、平成24年度の大阪府枚方土木事務所の岡村隆正所長の回答も「(旧170号線)国道170号線の大東市中垣内地区の歩道設置事業につきましては、現在のところ、府の財政状況等により、当面事業の実施は困難な状況です。引き続き、事業の必要性、優先度などについて検討してまいります」といった回答をいただきました。ここ数年、一言一句変わらない、自治会・住民を馬鹿にした事務的で冷たい回答でありました。当初からこの中垣内地区の要望を受け入れてくれる気持ちが無かったと、毎年同じ文面の回答を見ても分かります。この55年間、必要性、優先度がないと判断された結果だと思えます。

それであれば、われわれ住民に、非常に重要な決定をされる必要性、優先度の判断基準があると思えます。住民が納得する基準の裏付けは何ですか。議員の口利きですか。議員の力関係ですか。そうでなければ、根拠となる必要性、優先度に対する算出方法の基準を、住民が納得する方法でお示しいただきたいと思えます。事業の必要性、優先度などについても、どこに必要性が無かったのか、どの事業より優先度が無かったのかと、われわれが一番知りたい回答が

ありません。返答を求めても回答もありませんでした。

見直しを検討されるに当たり、われわれが一番知りたかった、大阪府からの回答書のどこに必要性がなかったか、優先度はどの順位か、また、必要性、優先度を決定する算出方法を教えていただきたいと思います。

裁判で時を戻せるものであれば法廷で戦いたいとも思っております。大阪府担当者、大阪府議会議員、大東市長をはじめ、多くの行政の方にも体験し、昨年の文科省の緊急通学路点検にも必要は認めてもらっております。

しかし、野崎地区や寺川地区が完成し、次は最も危険な中垣内地区の順番がやっと来たと住民が思ったときに、都市計画道路の見直し・廃止です。55年前から地権者の皆様は、建築時に制約を受けて都市計画道路実現に協力し、一日も早い歩道の完成を待っていました。隣接する地権者の皆さんは、用地買収に対し全面的に協力体制にあります。過去に用地買収の話がありながら非協力的で、都市計画道路が立ち消えであれば地権者も自治会も諦めがつきますが、話すらありませんでした。

このように、実現性にも問題がありません。今、都市計画道路で大事なものは、地権者の協力だと思います。5月に予定されております都市計画案縦覧の意見書提出に際し、地権者の同意判が必要であれば提出いたします。55年間もの間、必要性・実現性がある地域に都市計画道路の打診もないまま見直し・廃止にするのは、毎年の要望書に対する府からの回答と同じく、大阪府行政の職務怠慢としか、地元民には映りません。一言で言うと、この地域を55年間、放ったらかしでした。そのツケを地元民に押しつけられても、怒りしか残りません。

安心・安全に通学、住民が自由に行き交う歩道と大型バスなどが安全に通行できる道路が、ぜひとも必要です。近い将来起こるであろう東南海地震に備えて必要です。災害時に外環状線の代替機能となる路線として必要です。学生の街としての形成、環境のためにも必要です。

見直しの評価イメージ。見直しフローチャート。1番「都市づくりの方針との整合」、2番「交通処理能力」、3番「交通安全機能」。4番「市街地形成機能」、5番「環境形成機能」、6番「防災機能」、7番「代替機能となる路線の存在」など、必要性を十二分に満たしています。実現性にも地権者の地区住民から事

業に対する期待度や合意状況にも問題がありません。

このように必要性・実現性があります。都市計画道路3・5・218-14号の一部、中垣内地区400メートルを存続・再検討し、中垣内地区に都市計画道路の早期実現をお願いいたします。

この間、説明会がありましたときに、全地権者の方から枚方土木の用地課の方に、「すべて協力します。もし前の道路の方が2メートル提供しないのであれば、私の方を4メートル削ってでも、早期に歩道をつけてほしい」という非常に地元としては力のある発言もいただいております。ぜひとも中垣内の一部、400メートルを都市計画道路して見直し、早期実現をよろしくお願い申し上げて、私の意見とさせていただきます。ありがとうございます。

〔閉会〕

【議長（高階参事）】 ありがとうございます。以上で公述の申出がありました公述人の発言はすべて終了いたしました。

なお、今後の手続きについて申し上げます。まず、この公聴会で公述をいただいた内容は、速記により記録としてまとめます。そして本日の公述内容を踏まえた上で、再度関係機関等との協議・調整を行い、都市計画法第17条に基づく縦覧を行うための都市計画の案を作成いたします。都市計画の案の縦覧とともに、本日の速記録と公述意見に対する大阪府の考え方を公開し、大阪府のホームページにも掲載することとしております。この縦覧は都市計画法により2週間行うことが定められており、この縦覧期間中に関係市町村の住民及び利害関係人は大阪府に対し、都市計画の案に対する意見書を提出することができます。

この縦覧の手続きを経た後、都市計画の案を大阪府都市計画審議会に付議することになりますが、その際におきましても、本日の公聴会の速記録とそれに対する大阪府の考え方を資料として提出いたします。

また、縦覧期間中に都市計画の案に対する意見書が提出された場合は、その要旨も併せて審議会の資料として提出することになります。この都市計画審議会の議事を経て、都市計画の案が承認された後、都市計画が正式に決定される

ことになりますので、よろしくお願ひいたします。

本日は大変お忙しいところ貴重なご意見をお聞かせいただき、ありがとうございました。また、会場の皆様方には都市計画公聴会へお越しいただき、ありがとうございました。これをもちまして、平成25年度第1回大阪府都市計画公聴会を終了させていただきます。